

ニホンザル被害対策研修会 開催のお知らせ



最近、ニホンザルによる農作物被害が急増しています。個人的な被害対策には限界があり、安定した農業経営や農作物の生産意欲を維持するには、ニホンザルの習性を知り、集落ぐるみで効果的な対策が必要です。今回は、ニホンザルの生態に詳しい鈴木先生を講師に迎え、被害対策についての研修会を開催しますので、参加ご希望の方は農業振興課までお申し込みください。

- 日時：2月21日(木) 13:00～
- 場所：日高川交流センター 会議室
- 講師：特定非営利活動法人 里地里山問題研究所 代表理事 鈴木克哉氏
- 対象：町民の方なら、誰でもご参加いただけます。
- 参加費：無料

■お問合せ・お申込み 農業振興課 ☎22-2048 E-mail nougyou@town.hidakagawa.lg.jp

～新成人のみなさまへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの？

住民課、各支所地域振興課および出張所、または年金事務所で直接お手続きください。

毎月の保険料はいくら？

国民年金保険料(定額)は月額16,340円(平成30年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。



納付方法は？

納付書と口座振替があり、口座振替は窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落とされる翌月末振替とその月の月末に引き落とされる当月末振替(早割)があり、早割は月額50円が割引されます。口座振替で前納制度をご利用される場合は現金での前納に比べてさらに割引率が高くなります。

払うのが困難なときはどうすればいいの？

保険料の納付が猶予される制度があります。

○50歳未満^(※)の方は、「納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

○学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。なお、申請するには、学生証など学生であることの証明が必要です。

納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申出によりあとから納めること(追納)ができます。(※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。)保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予や学生納付特例の申請をしてください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

税務課からのお知らせ



トラクターやフォークリフトなどの ナンバー登録はお済みですか？

農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらず、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。

新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車でナンバープレートが付いていないものがありましたら、速やかに役場税務課および各支所(出張所)で申請し、交付を受けてください。

申請に必要なもの

- 所有者・使用者の印鑑
- 車名・型式・車体番号などが確認できる書類(販売証明書又は廃車証明書・譲渡証明書等)
- すでに小型特殊自動車をお持ちの方で証明書等がない場合は、車名・型式・車体番号などがわかるものを持参してください。

小型特殊自動車とは

☆農耕作業用の小型特殊自動車(税額:2,400円)

乗用装置を有し、最高速度が35km/h未満のもの

○トラクター/刈取脱穀作業車(コンバイン)/薬剤散布車/田植機 など

☆その他の小型特殊自動車(税額:5,900円)

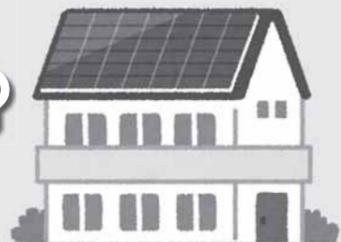
次の①～④の要件をすべて満たすもの

①車両の長さが4.7m以下 ②車両の幅が1.7m以下

③車両の高さが2.8m以下 ④最高速度が15km/h以下

○フォークリフト/ショベルローダー/タイヤローラ/ロードローラ/アスファルトフィニッシャー/林内作業車/草刈作業車 など

太陽光発電設備に係る固定資産税 (償却資産)の申告はお済みですか？



太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。課税の対象となる場合は、毎年1月中に償却資産の申告が必要となりますので、税務課までお問い合わせください。

10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電) 課税の**対象外**です。(売電するための償却資産とはなりません。)

10kW以上の太陽光発電設備(全量・余剰売電) 課税の**対象**です。(個人・法人ともに事業用の償却資産となります。)

※太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合は、その収入について申告が必要な場合があります。

[売電収入] - [必要経費] = [雑所得]

■お問合せ 税務課 ☎22-8841